（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別		金額
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
特定操縦免許講習		六万一千六百円
（略）	（略）	（略）

（権限の委任）

第百四十五条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一～四　（略）

五　法第二十三条の二十五の登録及びその更新

六　法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七　登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八　法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

九　法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別		金額
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
（略）	（略）	（略）

（権限の委任）

第百四十五条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

五　法第二十三条の十第一項の規定による登録（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

六　法第二十三条の二十五の規定による申請の受理